

議案第131号

福岡市介護保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年6月15日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入の減少が見込まれる者等に対する介護保険料の減免について、所要の改正を行う必要があるによる。

福岡市介護保険条例の一部を改正する条例

福岡市介護保険条例（平成12年福岡市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限の3日前までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日」を「市長が別に定める日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の福岡市介護保険条例第18条第2項の規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。